

平成20年度予算の概要 ()内は前年度比

平成20年度
一般会計・特別会計
予 算

一般会計 103億5,933万円 (5.5%減)

特別会計

国民健康保険	22億8,310万円(6.5%減)
老人保健	2億3,145万5千円(91.1%減)
簡易水道事業	6億4,716万2千円(32.5%増)
下水道事業	2億822万6千円(5.4%増)
農業集落排水事業	3億2,176万3千円(51.8%増)
後期高齢者医療	2億608万9千円(新設)

平成20年度の町政経営の基本方針

- まちづくりアンケート(平成19年度実施)の結果を踏まえた事務事業の推進
- 職員数の減少を踏まえた効率的な事務事業の推進
- 信頼される役場として、あるべき職員像の模索と実践

着実な町づくりのため
町政経営の質の向上に力点をおく

財政の健全化を基本に

― 一般会計予算編成にあたっての留意点 ―

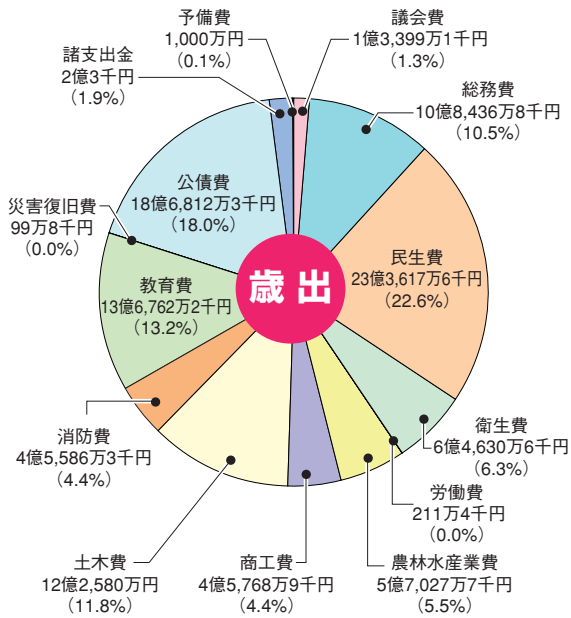
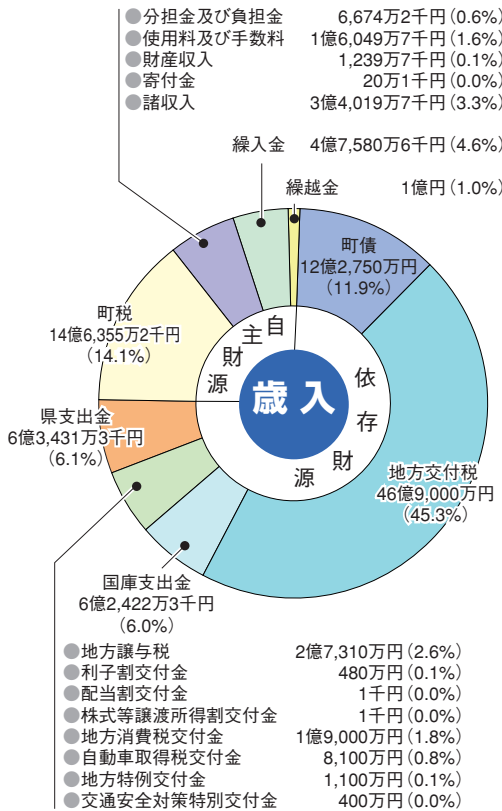
歳入

依然として厳しい地方財政対策の内容やさまざまな情報を踏まえて、不測の財政需要や道路特定財源の暫定税率変更など地方譲与税等の変動にも対応できるよう、地方交付税交付金などで一定の留保をしています。また、町税をはじめとするその他の一般財源については、制度改正や19年度の状況などを踏まえて計上するとともに、一部施設の利用料などの見直しや未利用公有財産の処分など、新たな歳入確保にも努めています。

町債については、実質公債費比率(19年度19・5%)を踏まえ、起債残高を増加させない前提で後年度の負担に配慮するとともに、適債性のある事業はできる限り活用することで計上しました。

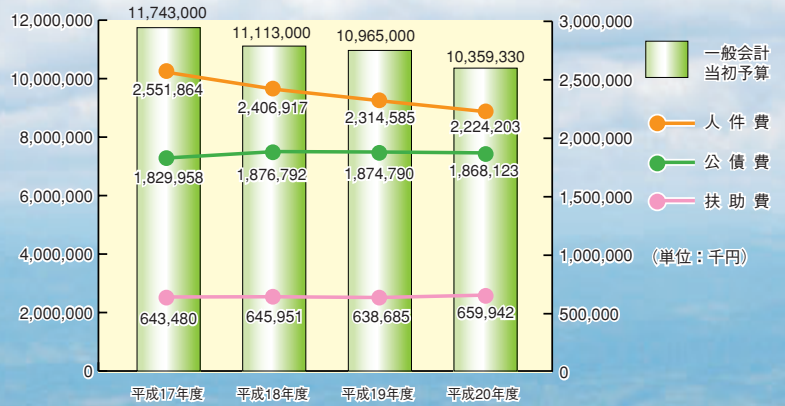
繰入金については、21年度以降も見据えて基金残高に留意していますが、歳入の不足などに対応するため財政調整基金などを取り崩しています。

平成20年度一般会計予算

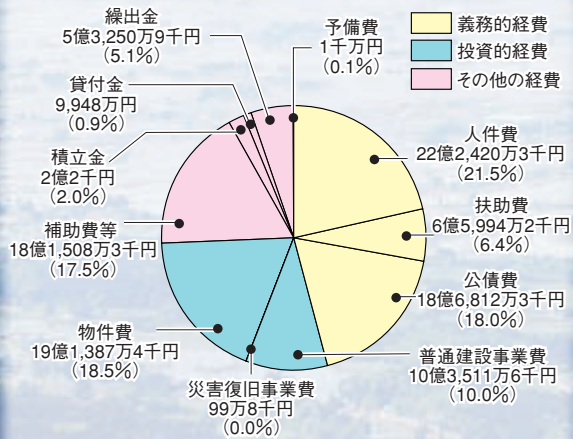


- 扶助費**▶高齢者、児童、心身障害者等に対して行っているさまざまな扶助(援助)に要する経費のこと。
- 公債費**▶地方公共団体が借り入れた地方債の元金と利子の返済に充てる経費のこと。
- 義務的経費**▶法令やその性質により支出が義務付けられている経費のこと。全体に占める割合が高いほど財政の硬直化を示す。
- 投資的経費**▶支出の効果が最終的に資本形成に向けられる普通建設事業費、災害復旧事業費などの経費のこと。全体に占める割合が高いほど歳出の自由度が増しているといえる。

一般会計当初予算額と義務的経費の推移



歳出(性質別)



歳出

経常収支比率(18年度決算93.3%)が高止まりにあることを踏まえて、施設の管理体制の見直しなどによる経費の節減など工夫をこらして総額抑制に努め、政策経費の確保に留意しています。

政策経費については、国や県の政策展開方向を的確に捉え、総合計画に基づく施策選択やまちづくりアンケートの結果に配慮した事業展開に留意しています。また、サービス水準の維持を基本としながらも、職員数や一般財源の減少を踏まえて、集中と選択による事業の廃止や集約実施など、より効率的に事業を展開できるように考慮しています。特に投資的経費については、合併前からの積み残し箇所についても配慮したほか、新規事業については緊急性や期待される事業効果などで絞り込むとともに、各地域の整備水準を踏まえながら投資の地域バランスにも配慮しました。